

監督者のための安全衛生教育(職長教育)

安全衛生法第60条では、事業場で新たにその職務に就くことになった職長等の第一線職場監督者に対して、事業者は安全衛生教育を行うよう規定しています。

本セミナーは、職長の職務に就いている方及び職長の職務に就く予定の方を対象に、安全衛生法第60条及び労働安全衛生規則第40条等に規定されている教育事項を習得すると共に、討議演習により職場で実践できる能力を身につけていただきます。

1. 監督者(職長)に期待される安全に対する役割を確認する
2. 監督者(職長)に必要な安全に関する6つの能力を身につける
(管理力、改善力、企画力、表現力、傾聴力、説得力)
3. 部下の安全を守る効果的な対策のポイントを学ぶ



- 開催日時 2026年10月27日(火)~28日(水) 9:30~16:30
- 講師 RSTトレーナー(労働省方式現場監督者安全衛生教育トレーナー) 土屋 寛 氏
- 受講料 20,000円(テキスト代・昼食代・消費税込)
- 対象者 職長、監督的立場にある方
- 会場 (株)久喜菖蒲工業団地管理センター 研修室
- 申込期限 開催日の1週間前までにお申し込みください。(定員:20名)

■ カリキュラム

【1日目】

1. 職長の役割
・職長の立場3項目
2. 職長の職務
 - ①指導・教育の進め方
・4段階8原則
 - ②監督・指示の方法
・6つの監督力
 - ③リスクアセスメントの実施と
その結果に基づくリスク低減措置
 - ④労働災害防止についての関心の保持
及び労働者の創意工夫を引き出す方法

【2日目】

- ⑤作業手順の定め方
・作業手順書
- ⑥適正保持
- ⑦整理整頓と安全衛生点検
- ⑧設備の改善
・本質安全化
- ⑨環境改善の方法と環境条件の保持
- ⑩作業方法の改善
- ⑪異常時における措置
- ⑫災害発生時における措置
・災害事例研究

※ 修了書発行

■ 参加者の感想

- ・リーダーになるに向けて、今日の学びをいかした。ありがとうございました。
- ・チームディスカッションが面白かった。また、講義がわかりやすく丁寧で良かった。
- ・普段関わらない会社の人との交流ができ貴重な体験であり、大変わかりやすく楽しい研修でした。
- ・現場で参考になる内容で、自身の成長につながる良いセミナーでした。

■ 申込方法

弊社ホームページから <https://kukishobu-ipwc.co.jp/>
お申し込みの際は弊社ドメインかをご確認の上、お申し込みください。

セミナー申込



■ 問い合わせ

株式会社 久喜菖蒲工業団地管理センター 担当: 長谷川
TEL: 0480-22-8911 mail: hasegawa@kukishobu-ipwc.co.jp